

SATO通信

78号

hssr.sato-group.com

労務情報版

令和5年度の雇用保険料率をお知らせします

事業の種類 \ 負担者	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
(令和4年10月~)	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
(令和4年10月~)	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000
(令和4年10月~)	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

令和5年3月分（4月納付分）の
社会保険料（健康保険）も改定となります。
また、中小企業の月60時間以上の時間外の
割増率も4月より50%となります。

SATO-GROUP

北海道SATO社会保険労務士法人
SATO助成金センター

〒065-0005 札幌市東区北5条東8丁目1-33

TEL 011(351)9914

FAX 011(712)0121



詳しくは担当者まで
ご連絡下さい！
ご説明いたします。

